

■ドイツ：中間貯蔵・最終処分の責任主体を国に移管する法案が成立

ドイツ連邦議会（下院）およびドイツ連邦参議院（上院）は、それぞれ 2016 年 12 月 15 日、12 月 16 日に放射性廃棄物の中間貯蔵・最終処分について国に責任主体を移管する法案を可決した。これにより、ドイツの原子力発電事業者は、放射性廃棄物の中間貯蔵・最終処分のための引当金 174 億ユーロに加え、引当金が不足する事態に備えるためのリスク追加金 62 億ユーロを政府が管理する基金に支払うこととなった。同法案は、欧州委員会が EU の国家補助規制に抵触しないと判断すれば、2017 年から発効する見込みである。